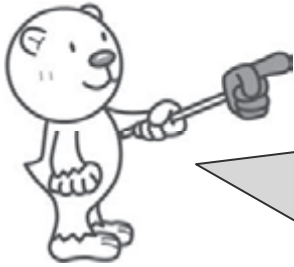


第5章 廃棄物処理のルールを理解しましょう

廃棄物対策を進めるには、まず廃棄物に関する法律を理解し、ルールを守って適正に処理することが大切です。

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理等の優先順位を次のように法律で定めています。



- ①発生抑制（できるだけごみを出さないこと）
 - ②再使用（何回も繰り返し使うこと）
 - ③再生利用（繰り返し使用できないものはリサイクル）
 - ④熱回収（リサイクルできないものは燃やして熱を回収）
 - ⑤適正処分（どうしても捨てるしかないものは環境を汚さない）
- こうした考え方が廃棄物削減の基本です。

事業者の責務と役割

廃棄物処理法では…

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理する。
- ・製品等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難とならないようにする。
- ・廃棄物の減量等に関して国や地方公共団体の施策に協力する。
- ・市町村長は、多量の一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成を指示できる。
- ・多量の産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の処理計画を作成し、知事（金沢市は市長）に提出しなければならない。
- ・産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



「不法投棄」や「野焼き」（適正な焼却設備を使わないで廃棄物を焼却すること）は、廃棄物処理法により禁じられています。

不法投棄禁止違反の罰則

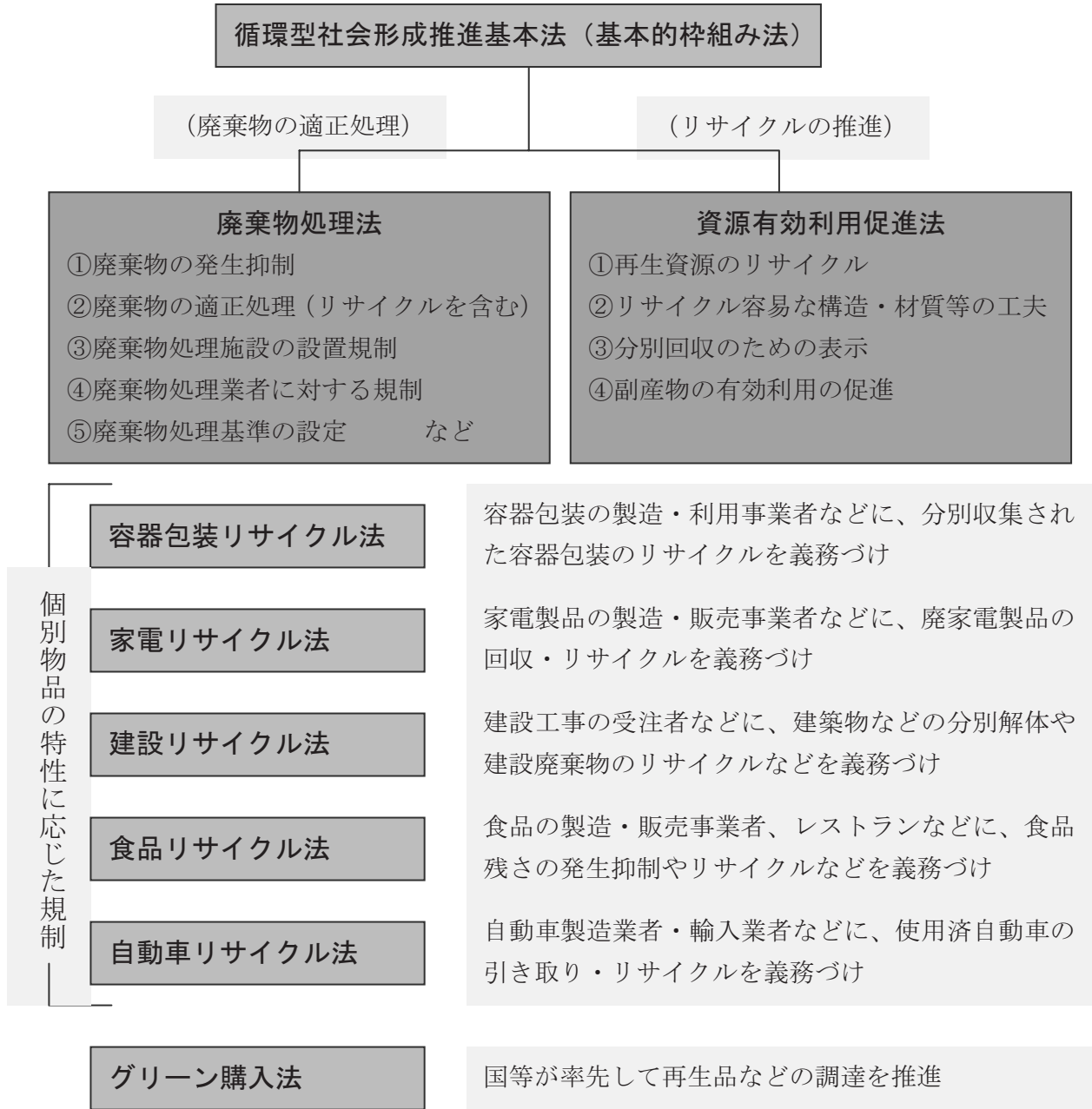
5年以下の懲役又は3億円以下の罰金

野焼き禁止違反の罰則

5年以下の懲役又は3億円以下の罰金

循環型社会形成の推進のための法体系

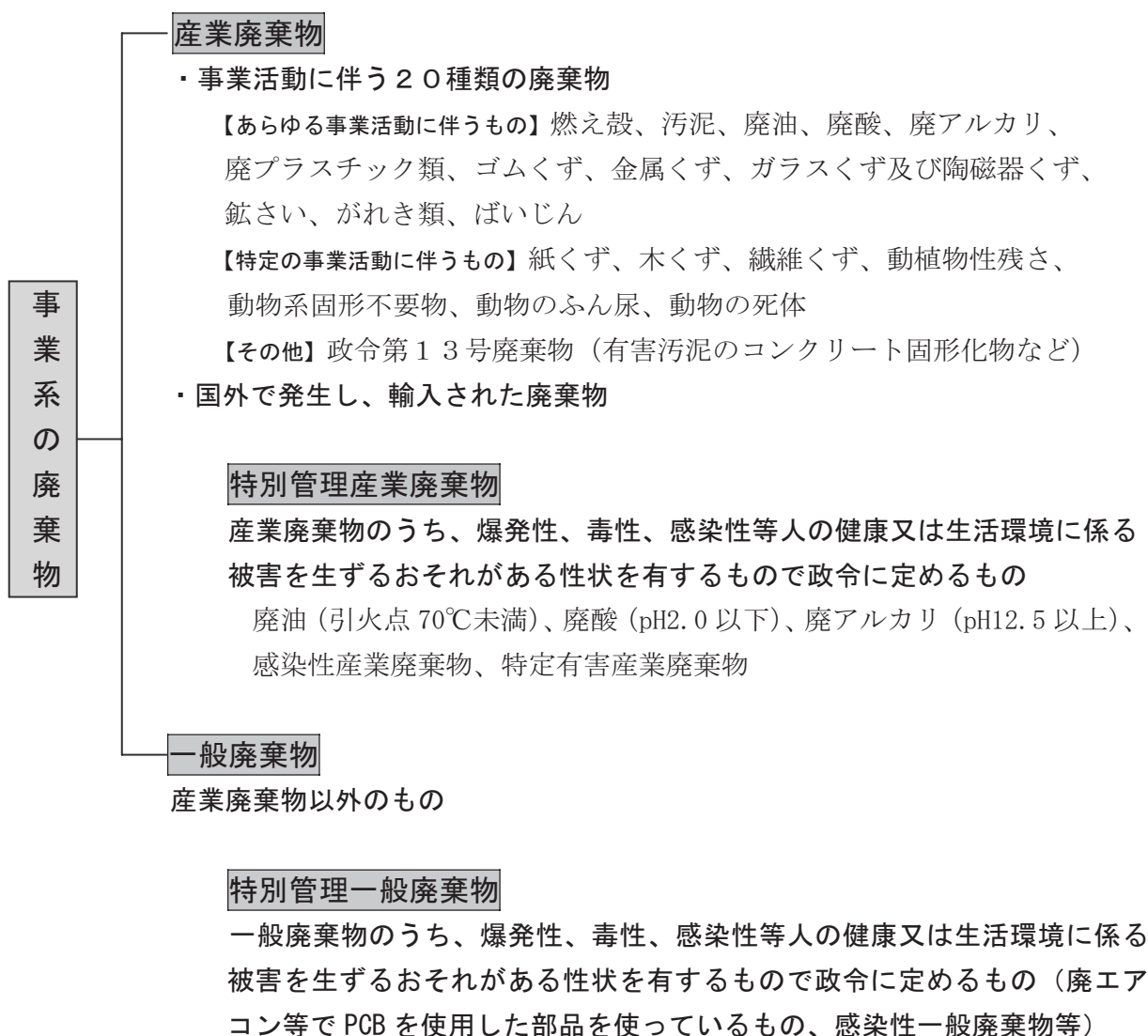
廃棄物を減らし、リサイクルを進めるために次のような法律が整備されています。



廃棄物の適正な分別・処理

事業者が排出する廃棄物は、一般的には汚泥や廃油、廃プラスチック類などの産業廃棄物を連想しますが、身近なところではデスクの上に散らかった紙くずや新聞紙、社員の飲食に伴う空き缶や割り箸など一般の家庭と同じような種類の廃棄物もあります。










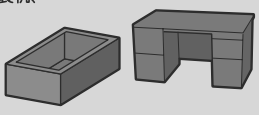
「産業廃棄物」「一般廃棄物」ともにそれぞれ個々に定められた方法で処理しなければなりません。



産業廃棄物以外の廃棄物は全て一般廃棄物に該当し、そのほとんどが発生した市町村の施設で処理されています。

「金沢市内」で発生した事業系一般廃棄物の分別と処理方法

分別は、市町村によって異なりますのであらかじめご確認ください。

品目	例	処理の仕方
生ごみ	厨房ごみ 茶がら <small>水分を十分に切って出してください</small> 	④ 生ごみ処理機による堆肥化等 <small>※食品関連事業者は「食品リサイクル法」に従いリサイクルを行ってください。</small> ・一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して東部・西部クリーンセンターへ搬入 ・東部クリーンセンターへ自己搬入 <small>木くず・せん定枝などは長さ70cmまで、太さは10cm程度までのものに限る</small>
	<small>特定事業に係るものを除く</small> 紙くず <small>繊維くず(天然のものに限る)</small> 木くず 	
燃やすごみ	たばこの吸い殻 せん定枝、枯れ草 	④ 古紙回収業者に委託しリサイクル <small>自己搬入できる業者もあります。 機密文書をリサイクルできる業者もあります。</small>
	古紙類 段ボール・雑誌・新聞・オフィスペーパー等 	
資源ごみ	<small>従業員が飲食のために持ち込んだものに限る</small> 空き缶 アルミ・スチール 	④ 従業員に各家庭に持ち帰らせる 家庭へ持ち帰り、家庭ごみとして出してください。 <small>事業所から排出する場合は産業廃棄物となります。</small>
	ペットボトル 	
	容器包装 プラスチック 	
	空きびん 無色透明・茶色・その他(青・緑・黒など) 	
埋立ごみ	コップ、茶碗 	・一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して戸室新保埋立場へ搬入 ・戸室新保埋立場へ自己搬入
	木製家具、木製机、木箱 	

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して

④ 民間のリサイクル施設へ搬入
 ・一般廃棄物処分業許可業者へ搬入

許可業者とよく相談してできるだけリサイクルに努めてください。

廃棄物に関する金沢市の条例、規則等

- ・「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」
- ・「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」
- ・「金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱」
- ・「金沢市クリーンセンター一般廃棄物搬入要綱」
- ・「金沢市東部クリーンセンター自己搬入処理要綱」
- ・「金沢市戸室新保埋立場搬入要綱」

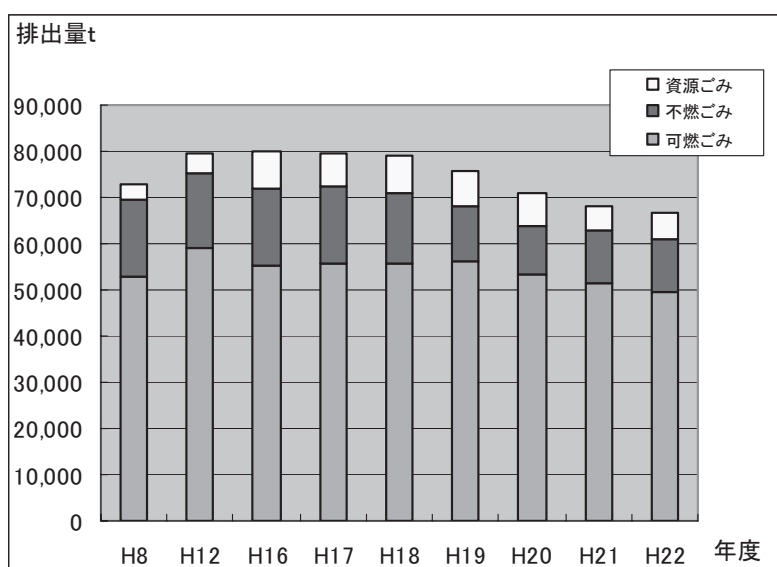
※金沢市の条例等の詳細は、資料編「環境に関する法律、条例を知りたいとき」(P55)の金沢市ホームページでご確認ください。

金沢市の事業系一般廃棄物の現状

金沢市における平成22年度の事業系一般廃棄物の排出量は、約6万7千トンであり、これは金沢市全体の排出量の約40%にあたります。

平成8年度の約7万3千トンから平成12年度の約7万9千トンへと増加し、平成16年度の約8万トンでピークを迎えます。その後、排出量は減少傾向で推移しています。

ただし、排出量の減少は不況の影響なども考えられ、単純に削減効果と捉えられない側面があります。そのため、引き続き廃棄物削減の取り組みが必要です。



(単位：トン)

項目	H8	H12	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
事業系一般廃棄物	72,687	79,403	79,993	79,717	79,076	75,741	71,129	68,103	66,630
可燃ごみ	52,727	59,246	55,052	55,640	55,770	56,027	53,424	51,660	49,692
不燃ごみ	16,971	16,101	16,801	16,783	15,407	11,906	10,434	11,106	11,443
資源ごみ	2,989	4,056	8,140	7,294	7,899	7,808	7,271	5,337	5,495